

研究発表支援要綱

研究発表支援要綱を次のように定める。

(目的)

第1条 県内の企業・研究会・NPO法人等と、大学等によって行う共同研究に対して、公益財団法人福井県建設技術公社（以下「公社」という。）が公益性の高い研究成果を公表することは、建設技術の高度化促進や良質な社会資本整備に寄与するため、県内企業等と大学が行う共同研究の研究成果の発表（講習会）および報告書作成のための経費を助成する。

(申請者)

第2条 申請者は県内に事務所を有する企業、その企業に属する職員で作る研究会、県内のNPO法人のいずれかと、大学等（県内の大学、短期大学、高等専門学校をいう。ただし、公社理事長が認めたときはこの限りでない）とする。

(申請の基準)

第3条 公社が承認する研究発表は、次の各号の要件のいずれも満たすものでなければならない。

- ①県内の建設産業の技術の高度化または高効率化につながる研究であること。
- ②新技術・新工法であること、県産品（県特有のものを含む）の活用が図られること、または、産業副産物の有効利用が図られること。
- ③報告書の成果品を販売しないこと。
- ④営利目的でないこと。

(申込み)

第4条 申請をしようとする団体は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 研究発表支援申請書（様式1）
- (2) 研究内容についての詳細な資料
- (3) その他参考資料（団体に関連する印刷物（パンフレット）等）

(承認の決定等)

第5条 公社は、前条の申請を受理したときは、速やかにその可否を審査し、文書で申請者に通知するものとする。

(承認の取り消し)

第6条 公社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請承認を取り消すことができる。ただし、当該取り消しによって生じた損害に対しては、公社は一切の責任を負わない。

- (1) 虚偽その他不適正な申請があったとき
- (2) 研究成果の完成の見込みがないとき
- (3) 申請者より承認の取り下げを求められたとき
- (3) この規程の趣旨に反するなど、承認を取り消すことが適当と認められるとき

2 承認を取り消した場合、公社はその理由を付して当該承認の決定を受けた者に文書で通知する。

(承認の期間)

第7条 承認する期間は、承認を決定する日から実施報告まで3ヶ月を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 交付の申請は研修発表支援申請書(様式1)および事業費内訳書(様式2)を提出するものとする。

(補助対象経費)

第9条 補助対象経費は、以下に定めるものとする。

対象経費	細 別
準備費	広告料、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料
実施費	使用料および賃借料、食料費

(補助限度額)

第10条 補助額は対象経費として認めた費用の1/2とし、その限度額は50万円までとする。

(補助金交付の決定等)

第11条 公社は、第3条の申請を受理したときは、速やかにその可否を審査し、文書で申請者に通知するものとする。(様式3)

(実施報告)

第12条 申請者は、研究成果報告書作成および研究成果発表後1か月以内に完了報告書(様式4-1~4-3)を提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 公社は、前条の報告書を受理したときは、申請者の研究発表が終了したことを確認の上、速やかに交付すべき補助金額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。(様式5)

(補助金の支払い)

第14条 申請者は、補助金の交付を請求するときは、研究発表補助金請求書(様式6)を提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第15条 研究成果を公社のホームページで公表するものとする。

附則

1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。